

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 川越市の推進体制の整備等

(1) 川越市における内部推進体制について

・川越市中心市街地活性化推進委員会

川越市では、中心市街地活性化基本計画を着実に実施し、中心市街地の活性化を推進するため、産業観光部長を委員長とし、関係課長23名を委員とする中心市街地活性化推進委員会を組織し、事業進捗の管理、事業間の連携促進等を実施している。

【川越市中心市街地活性化推進委員会】

役職名	所属及び職名
委員長	産業観光部長
副委員長	産業振興課長
委員	政策企画課長
〃	オリンピック大会室長
〃	財政課長
〃	障害者福祉課長
〃	高齢者いきがい課長
〃	文化芸術振興課長
〃	こども育成課長
〃	環境政策課長
〃	資源循環推進課長
〃	産業振興課長
〃	雇用支援課長
〃	観光課長
〃	都市計画課長
〃	都市景観課長
〃	都市整備課長
〃	交通政策課長
〃	公園整備課長
〃	建築指導課長
〃	川越駅西口まちづくり推進室長
〃	道路街路課長
〃	道路環境整備課長
〃	文化財保護課長
〃	博物館長

【川越市中心市街地活性化推進委員会検討部会】

役職名	所属及び職名
部会長	産業振興課長
副部会長	産業振興課副課長又は副主幹
部会員	政策企画課職員
〃	オリンピック大会室職員
〃	財政課職員
〃	障害者福祉課職員
〃	高齢者いきがい課職員
〃	文化芸術振興課職員
〃	こども育成課職員
〃	環境政策課職員
〃	資源循環推進課職員
〃	産業振興課職員
〃	雇用支援課職員
〃	観光課職員
〃	都市計画課職員
〃	都市景観課職員
〃	都市整備課職員
〃	交通政策課職員
〃	公園整備課職員
〃	建築指導課職員
〃	川越駅西口まちづくり推進室職員
〃	道路街路課職員
〃	道路環境整備課職員
〃	文化財保護課職員
〃	博物館職員

【新計画策定に向けた検討状況】

平成 25 年 9 月 30 日（中心市街地活性化推進委員会検討部会）

- (1) 次期計画の策定意向について

平成 26 年 7 月 2 日（中心市街地活性化推進委員会検討部会）

- (1) 新川越市中心市街地活性化基本計画に関する内閣府とのヒアリング結果について

- (2) 新川越市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 26 年 8 月 8 日（中心市街地活性化基本計画関係課会議）

- (1) 新川越市中心市街地活性化基本計画の区域について

平成 26 年 8 月 12 日（中心市街地活性化基本計画関係課会議）

(1) 新川越市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた事業の検討について
平成 26 年 9 月 3 日（中心市街地活性化基本計画関係部長会議）

(1) 新中心市街地活性化基本計画素案について

- ①経過説明について
- ②素案の内容について
- ③今後のスケジュールについて

平成 26 年 10 月 3 日（中心市街地活性化推進委員会）

(1) 新中心市街地活性化基本計画（素案）について

- ①新中心市街地活性化基本計画（素案）について
- ②今後のスケジュールについて

平成 26 年 10 月 30 日（中心市街地活性化推進委員会）

(1) 新中心市街地活性化基本計画について

- ①策定作業状況について
- ②庁議への付議について

平成 27 年 1 月 8 日（中心市街地活性化推進委員会）

(1) 川越市中心市街地活性化基本計画（素案）について

(2) 意見募集の結果について

〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項

（1）川越市中心市街地活性化協議会

川越市では、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 6 月 8 日に設立し、中心市街地活性化基本計画及び、その実施に必要な事項のほか中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議を行っている。

【中心市街地活性化協議会構成員】

区分	構成
経済活力の向上	川越商工会議所
都市機能の増進	株式会社まちづくり川越
商業者等	川越商店街連合会、川越料理店組合
観光	社団法人小江戸川越観光協会
地域経済等	いるま野農業協同組合、東京電力株式会社、株式会社NTT東日本ー埼玉、武州ガス株式会社、株式会社埼玉りそな銀行
地域住民	川越市自治会連合会、十カ町会
まちづくり団体	社団法人川越青年会議所、NPO法人川越蔵の会、NPO法人プレイグラウンド
福祉・医療団体	川越市社会福祉協議会、NPO法人川越子育てネットワーク
交通事業者	西武鉄道株式会社、イーグルバス株式会社
行政機関	埼玉県（川越比企地域振興センター、商業・サービス支援課、川越県土整備事務所、市街地整備課）、川越市、川越地区消防組合

【新計画策定に向けた検討状況】

平成 26 年 10 月 23 日

- (1) 新川越市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 26 年 11 月 19 日

- (1) 新川越市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 27 年 1 月 21 日

- (1) 川越市中心市街地活性化基本計画について

①策定状況について

②川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見について

【協議会の開催状況】

- | | | |
|-------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年 5 月 22 日 | 第 1 回 | ・平成 26 年度認定中心市街地活性化基本計画
フォローアップに関する報告書の件 |
| 平成 27 年 11 月 11 日 | 第 2 回 | ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について |
| 平成 28 年 2 月 15 日 | 第 3 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更について
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップ
について |
| 平成 28 年 5 月 12 日 | 第 4 回 | ・中心市街地活性化基本計画変更に関する認定に
ついて（報告）
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップに
ついて（報告） |
| 平成 28 年 10 月 27 日 | 第 5 回 | ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・ワーキンググループの進捗状況について |
| 平成 29 年 2 月 6 日 | 第 6 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更について
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップに
ついて |
| 平成 29 年 5 月 11 日 | 第 7 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更およびフォロ
ーアップ報告について（報告）
・ワーキンググループの進捗状況について（報告） |
| 平成 29 年 11 月 1 日 | 第 8 回 | ・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
・ワーキンググループの進捗状況について |
| 平成 30 年 2 月 5 日 | 第 9 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更について
・中心市街地活性化基本計画のフォローアップに
ついて |
| 平成 30 年 5 月 16 日 | 第 10 回 | ・中心市街地活性化基本計画の変更及びフォロ
ーアップについて
・旧鶴川座の利活用について
・ワーキンググループの進捗状況について |

- 平成 30 年 11 月 19 日 第 11 回
 - ・ 中心市街地活性化基本計画に掲げる指標の推移
 - ・ 立門前界限まちづくり事業推進について
 - ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・ ワーキンググループについて 他
- 平成 31 年 2 月 13 日 第 12 回
 - ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて
 - ・ 旧鶴川座について
 - ・ ワーキンググループの進捗状況について 他
- 令和元年 5 月 22 日 第 13 回
 - ・ 中心市街地活性化協議会 事業報告等
 - ・ ワーキンググループの進捗状況について 他
- 令和元年 11 月 21 日 第 14 回
 - ・ 中心市街地活性化基本計画の指標の推移について
 - ・ ワーキンググループの進捗状況について
 - ・ 川越市中心市街地活性化協議会の今後の在り方について 他
- 令和 2 年 2 月 12 日 第 15 回
 - ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について
 - ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて
 - ・ ワーキンググループの進捗状況について 他

◎川越市中心市街地活性化協議会の意見書

平成 27 年 1 月 21 日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市中心市街地活性化協議会
会長 新 津 重 幸

川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見について（提出）

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見を別紙のとおり提出します。

（別 紙）

川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

川越市中心市街地活性化基本計画（素案）に掲げられている事項については、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、当基本計画の運用・実施にあたりまして、事業効果を高めるためにも、下記の事項に配慮されますよう要望します。

記

- 川越市の中心市街地の特性は、周辺地域との関係性を抜きに成立しません。当市での2020年東京オリンピック競技大会のゴルフ競技の開催が目される中、中心市街地の外周部をはじめ、当市の近隣地域と連携した広域的な意味での中心となるまちづくりが期待されます。
- 地域住民、事業者、団体等の持つ力をより統合的な形で発揮していただきたい。そのために、組織横断的な協力体制の整備が望まれます。
- 基本的方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」には、地域にあるヒト・モノを活かしてコトを興す必要があります。中心市街地及び周辺住民が活性化を実感できる取組の実施に努めていただきたい。
- 計画（素案）のエリアマネジメントとして、市街地南部地域の商業、業務等の機能の充実、市街地北部地域の商業・文化等の機能を高めた魅力ある都市空間の創造、そして、特にそれら両地域の結節地域及び周辺について、未活用の歴史的、文化的資産の活用、回遊性の向上に重点的に取組むことが掲げられています。個々の事業の実施においては、そのエリアでの位置付けや将来への方向性を再度確認し、中心市街地全体として、1つの方向軸としての集約に努めていただきたい。
- 計画（素案）に掲げる施策・事業の実効性を確保するため、各事業の進捗管理及びフォローアップにより事業の成果の検証に努めるとともに、当協議会の議を経て検証結果に応じた施策・事業の見直しや新規取組等について柔軟に対応していただきたい。
- 計画（素案）に掲げる各事業の実施については、全体計画の中での他の事業との関連にも留意し、連動性のある事業実施に努めていただきたい。

川越市中心市街地活性化協議会は、基本計画の推進や中心市街地の活性化策について継続的に協議を行うとともに、市民や商店街、事業者等との連携を密にし、中心市街地のまちづくり全体を担うマネジメント組織として活動を展開するものです。川越市におかれましても、当協議会と協働して中心市街地の活性化に積極的に取り組んでいただくことを強く要望します。

(2) まちづくり会社

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条に規定する「良質な市街地を形成するためまちづくりの推進を図るための事業活動を行う会社」として、以下の事業を目的に、平成20年3月3日に設立した。

- 目的・都市開発、観光開発及び土地・建物の有効利用に関する調査、企画等
- ・商店街等の販売促進のための共同事業に関する企画、調査、設計等
- ・公共施設の管理および運営の受託業務

- ・上記のほか、市街地の商業振興のための事業等

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

1) 市民意識調査

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」

[4] 市民ニーズ等の把握・分析（P 33～P 37 参照）

- ・まちづくりについての要望
- ・道路交通政策についての要望
- ・観光施策についての要望
- ・商店街の施設についての要望
- ・商店街の事業・サービスについての要望
- ・市政全般で力をいれるべき施策

2) 観光アンケート調査（P. 20～P. 23 参照）

- ・出発地調
- ・外国人観光客の出発地内訳調
- ・性別調
- ・年齢調
- ・交通手段調
- ・来訪回数調
- ・滞在期間調
- ・観光時間調
- ・市内飲食費調
- ・土産購入費調
- ・市内交通費調
- ・市内宿泊費調

3) 市民意見の募集

平成 26 年 12 月 1 日（月）から平成 26 年 12 月 30 日（火）までの期間において、「川越市中心市街地活性化基本計画(素案)」についての意見募集を実施したところ、9 件の意見が寄せられ、基本計画の策定に当たっての参考とした。

(2) 地域住民等との取組

① 川越町並み委員会

現在は、多くの観光客でにぎわいを見せている蔵造りの町並みの住民・商店主達は、中心市街地が南下し、段々と衰退していったこの町並みを何とか活性化しようと独自の町づくりの活動に取り組んでいった。昭和 62 年 4 月「川越一番街町づくり規範に関する協定書」を締結し、この協定書により「町並み委員会」を組織した。この委員会は、商店街の組織として関係自治会、研究者・専門家、行政により構成された。各個店家の改装の際に、昭和 63 年に策定した「町づくり規範」に基づき、助言指導を行い、これに沿った町並みに合う個店の改装を行うことで、町の景観保持

に努めてきた。平成 21 年に商店街から独立し、伝統的建造物群保存地区内の町並み景観形成を図る住民団体として、現在も、毎月 1 回程度開催し、町並みの保全に努めている。

② NPO法人 川越蔵の会

北部地域の歴史的エリアは、昭和 30 年代後半からの衰退により商業地として大きな危機を迎えていた。川越蔵の会は、これらを背景に青年会議所OBや若手商店主が中心となり、住民が主体となったまちづくり、商業活性化による町並み保存を理念に掲げて、昭和 58 年に発足した市民団体である。まちづくりの提言や商店街活動への参画、イベントなども行うこの会のメンバーは、地元商店主や住民、専門家、行政職員、一般市民のほか、市外在住の川越ファンなど大変幅広い。平成 14 年には、NPO法人として法人登記し、川越のまちづくりの基軸として、さらに活動範囲を拡げている。

③ 十カ町会

十カ町会は、平成 4 年に市から提示された北部町づくり案について、北部町づくり自治会長会議が白紙に戻したことを契機に、旧城下町の範囲の自治会長が中心となって自主的にまちづくりを考えるため、平成 5 年に発足した団体である。これまで、自主的な町づくりの調査研究、視察、住民アンケート、ワークショップなどによる検討の末、伝統的建造物群保存地区指定及び十カ町地区の都市景観形成地域指定について市へ要望書を提出している。また、川越氷川祭りの山車行事の重要文化財指定や交通問題等に関する協議を行うなど、地区に関わる重要課題の検討組織としての役割を担っている。

④ 大正浪漫委員会

古くから銀座通りの名で親しまれた商店街には、蔵造りから昭和初期にかけての近代建築が建ち並んでいることから、平成 6 年に「大正浪漫のまちづくり」をテーマに掲げたまちづくり協定を締結し、大正浪漫委員会及び専門部会を設置している。商店街、専門家、NPO法人川越蔵の会、商工会議所、関係事業機関、行政から組織された委員会では、独自のまちづくり規範を制定し、専門部会により新築や個店改装のデザイン誘導を図り、大正浪漫にふさわしい町並みの形成、活力ある商業環境と良好な生活環境の整備が進められている。

⑤ クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観協議会

新富町まちづくり協議会は、川越駅東口の再開発や道路計画を契機に魅力あるまちづくりを検討するため昭和 59 年に設立された団体である。自治会、商店街、事業所から組織されるこの協議会では、来街者アンケートの実施やニュースの発行などを行いながら検討を重ね、自主協定の締結という結論に至っている。昭和 63 年に新富町まちづくり協定を制定し、建築行為の誘導による魅力的な商業地景観と良好な住環境の整備に向けた取組が進められている。

なお、隣接するサンロード商店街においても、同様のまちづくり協定が平成3年に施行されているほか、平成19年には、並行する八幡通り周辺と連携して、「クレアモール・八幡通り地区都市景観協議会」を組織した。さらに、中央通りについても平成20年7月にまちづくりルールを定め、「クレアモール・八幡通り・中央通り地区都市景観協議会」を組織することで、今後のまちづくりに取組んでいる。

⑥ **中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会**

中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会は、前身となる「仲町交差点から連雀町交差点までの中央通りを活性化する会」が、本川越駅と蔵造りの町並みを結ぶ都市計画道路中央通り線のうち、連雀町交差点以南及び仲町交差点以北の都市計画道路の整備が進む中、この間の商店街の活性化及び道路整備について検討するために組織され、「川越市地区街づくり推進条例」に規定する「地区街づくり協議会」の登録を目指し、平成26年に沿道住民、商店主、商店会によって組織された。「昭和の街」をコンセプトとして、今後のまちづくりについて検討を始めている。